

平成30年 2月26日

様

置賜保健所 保健企画課
医薬事担当

施術所広告における「診」の文字使用について（回答）

いつもお世話になっております。昨年の立入検査の際は、お忙しいところ御対応していただき、ありがとうございます。

この度、平成29年10月17日付け置保第944号の結果通知における指導内容についての具体的根拠を求められたことについて、厚生労働省からの回答を踏まえ、以下のとおり回答します。

<回答>

柔道整復の業務又は施術所における不特定多数の人を対象にした広告で「診」の文字使用することについては望ましくはないが、違法であるとまではいえない。

<詳細>

立入検査当時、柔道整復師法第24条で掲げられた広告可能な事項に該当しないことから、不特定多数の人を対象にした看板等で「診」の文字は使用できない旨の指導をしていました。

その後、吉田様からの文書を基に「診」の文字使用の可否について、山形県と厚生労働省の間でやりとりをしてきたところ、厚生労働省から「「診」の文字使用については望ましくはないが、違法であるとまではいえない。」との見解が示されました。

つきましては、「診療日」、「診療時間」、「休診日」、「往診時間」等、「診」の文字使用については、今後厚生労働省と同様の取り扱いをしていきますので何卒ご理解いただくようお願いします。